

鶴岡市職員採用試験【令和8年4月1日採用予定】

問本所職員課 ☎35 - 1159、荘内病院総務課 ☎26 - 5111

■募集職種・受験資格

募集職種		受験資格（各職種で全ての要件を満たす方）
初級行政		平成16年4月2日～20年4月1日に生まれた方 （4年制大学を卒業した方及び卒業見込みの方を除く）
初級土木		
初級建築		
初級電気		
初級行政 （障害者対象）		平成16年4月2日～20年4月1日に生まれ、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方（4年制大学を卒業した方及び卒業見込みの方を除く）
保育士		昭和61年4月2日以降に生まれ、保育士資格を取得している方または令和8年3月末までに取得見込みの方
技能職		昭和61年4月2日～平成20年4月1日に生まれた方
上級行政 （社会人経験者）		昭和40年4月2日～平成2年4月1日に生まれ、民間企業等での職務経験が直近7年の内5年以上ある方
U I J ターン枠 （社会人 経験者）	上級 土木	各職種で①～⑤全ての要件を満たす方 ①昭和40年4月2日～平成16年4月1日生まれ ②庄内地域（鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町）以外に本社・本庁を置く民間企業・公的機関等において設計業務、施工管理等の経験がある ③令和7年8月31日時点で、庄内地域（鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町）以外に在住している ④採用後、鶴岡市内に定住する意向がある
	上級 建築	⑤技術士、技術士補、土木施工管理技士またはRCCM（シビルコンサルティングマネージャー）の有資格者
	上級 電気	⑤建築士または建築施工管理技士の有資格者 ⑤電気主任技術者または電気施工管理技士の有資格者
消防士		平成8年4月2日～20年4月1日に生まれ、原則として採用後鶴岡市に居住することができ、普通自動車運転免許を有する方または令和8年3月末までに取得見込みの方
薬剤師		昭和51年4月2日以降に生まれ、薬剤師免許を取得している方または令和8年4月末までに取得見込みの方
看護師【助産師】		昭和41年4月2日以降に生まれ、看護師または助産師免許を取得している方または令和8年4月末までに取得見込みの方

■試験日時・会場・申込み

▶初級行政・初級土木・初級建築・初級電気・初級行政（障害者対象）・保育士・技能職・上級行政（社会人経験者）
・U I J ターン枠（社会人経験者）・消防士

▷1次試験 9月16日④～29日⑤に全国の試験会場（テストセンター）でオンライン受験

▷2次試験 1次試験に合格した方を対象に、10月下旬～11月上旬に実施予定
（消防士以外は市役所本所等、消防士は消防本部で実施）

▷申込み ・試験案内は市HP「人事・職員採用」に掲載
・申込みは7月1日④～8月31日⑤に市HP「電子申請」で手続き
※電子申請ができない場合はご相談ください。

▶薬剤師・看護師【助産師】

▷適性検査 9月1日⑤～21日⑥に全国の試験会場（テストセンター）でオンライン受験

▷面接試験 9月28日⑥に荘内病院またはオンラインで実施（申込み後に時間を指定）

▷申込み ・7月7日⑤～8月22日⑥に申込書を同院総務課へ（郵送の場合、22日⑥までの消印有効）
市HP「電子申請」からも手続きが可能です
・試験案内は同院HPに掲載

詳細はこちらから



市HP

電子申請
サービス



同院HP

鶴岡市長選挙・鶴岡市議会議員選挙 立候補予定者説明会

問本所選挙管理委員会事務局 ☎35 - 1766

令和7年10月5日執行の鶴岡市長選挙及び鶴岡市議会議員選挙の立候補予定者を対象とした説明会を開催します。立候補を予定している方は必ず出席してください（代理出席可・1陣営2人まで）。

■市議会議員選挙についての説明会…8月5日㊤
市長選挙についての説明会…8月8日㊤
■午後2時

■市役所本所大会議室
■立候補届出の手続き、選挙運動の方法、立候補者の選挙費用についての説明

戦後80年記念 鶴岡市平和の集い

問本所総務課 ☎35 - 1114

本市は、平成23年に「平和都市」を宣言しています。平和の尊さを再認識し、2度と戦争を起こさない誓いを新たにしましょう。

■8月9日㊤午後1時 場中央公民館
■1時…合唱、中学生による発表、学童疎開経験者等によるトーク、朗読、映像上映など
3時…黒井秋夫氏講演会
「家族が向き合う戦争の傷あと」
■他パネル展、寄贈品展示（■午前9時から）

鶴岡市平和都市宣言

世界の恒久平和実現は、人類共通の願いです。しかし、いまなお武力紛争等により尊い生命が奪われ、世界の平和に大きな脅威がもたらされています。世界唯一の被爆国である日本に住む私たちは、核兵器をはじめとする大量破壊兵器の速やかな廃絶を訴えます。

私たち鶴岡市民は戦争のない永遠の平和と文化の構築を強く決意し、ここに「平和都市」を宣言します。

市政

文化芸術推進委員会 委員募集

鶴岡の文化芸術を推進する文化芸術推進基本計画について、幅広い視点から評価・助言等を行う委員を募集します。

■次の全てに該当する方2人以内（地方公共団体の議会の議員及び常勤の公務員を除く）①今年8月1日時点で18歳以上である ②市内に在住・在勤または在学している ③年2回程度、平日に開催する会議に出席できる ■7月18日㊤まで社会教育課（櫛引庁舎）☎57・4867へ 他市HP

健康・福祉

ハチマルニイマル 8020 よい歯の長寿賞の募集

80歳以上で20本以上自分の歯をお持ちの方を募集し、優良者を表彰します。■対昭和20年12月31日以前に生まれた方で、自分の歯が20本以上ある方（過去に受賞した方を除く）■7月1日㊤（8月16日㊤に鶴岡地区歯科医師会に加入している歯科医院へ（その場で無料歯科健診を実施） 問健康課（にこふる）☎35・0149または市内歯科医院へ

歯周疾患検診を受診しましょう

■7月1日㊤～12月31日㊤の開院日 場山形県歯科医師会に所属する実施医療機関 ■今年度中に20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳になる方（40歳総合健診で受診予定の方は除く）■問診、歯周組織検査 ■費1,500円（70歳は無料。生活保護・市民税非課税世帯の方に減免制度あり（要事前申請） ■持受診券 問健康課（にこふる）☎25・2731または各地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）へ 他医療機関に要予約

熱中症を予防しましょう

熱中症の予防には水分補給と暑さを避けることが必要です。
▼こまめに水分補給をしましょう
どが渴いていなくても、こまめに水分補給・たくさん汗をかいたときは、塩分も摂取
▼暑さを避けましょう 涼しい服装で過ごし、外出時には日傘や帽子を着用
▼冷房や扇風機を上手に使いましょう
室内での熱中症を防ぐために我慢せずエアコンや扇風機を利用し、適切な温度に調整
■問健康課（にこふる）☎35・014



令和7年度の介護保険料が
決定しました

7月14日①に令和7年度介護保険料決定通知書を発送します。保険料の決定方法等は同通知書に記載しています。特別徴収の方には、はがきでお知らせします。

■65歳以上の方 ■納付方法 ▽特別徴収（年金からの差引き）：一定の条件を満たした方は、年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月、来々2月）に年金から差し引き ▽普通徴収（納付書または口座振替）：同通知書に同封の納付書、または口座振替で納付。納期は年8回（7月・来々2月の毎月）です。■納付の相談：本所納税課 ☎35・1183 賦課内容：本所長寿介護課 ☎35・1289または各地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）へ ■他特別徴収から普通徴収への切替えは不可

介護保険負担割合証が
更新されます

現在お持ちの介護保険負担割合証の有効期限は7月31日①です。8月1日②から使用する負担割合証は、白い圧着はがきで7月末までに送付します。届いたら必ず開いてご確認ください。期限の切れた負担割合証は、破棄するか、本所長寿介護課または各地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）に返却してください。

■本所長寿介護課 ☎35・1289または各地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）へ

介護保険の負担限度額認定証・
軽減確認証の更新時期です

認定証、確認証をお持ちの方に申請書類を送付しています。手続きが遅れると介護サービス利用料の助成が受けられまので、忘れずに手続きしてください。昨年度該当しなかった方でも、今年の8月1日以降に要件を満たせば、認定証、確認証の交付対象になる場合があります。新たに交付を受けたい方は、窓口で申請してください。■本所長寿介護課 ☎35・1277または各地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）へ



家族介護慰労金を支給します

■要介護3以上（相当と認められる方を含む）で、介護保険サービスを1年間利用していない（福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修及び年間10日以内のショートステイ等を除く）寝たきり高齢者等を、1年以上継続して在宅で介護している方 ■支給額 10万円 ■持介護者名義の市内金融機関の通帳 ■7月1日①〜31日②に各地域包括支援センター、本所地域包括ケア推進課 ☎35・1274または各地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）へ

推進課）へ

きもちが楽になる訪問型在宅介護サポート

在宅で介護をされている家族に、医療、介護の専門職が介護や看護に関する情報提供や相談等を行います。

■受けられるサービス 訪問リハビリ、訪問看護、訪問介護 ■次の①②のいずれかに該当する高齢者等を在宅で介護する家族 ①介護認定を申請していない ②介護認定を申請しているが、介護サービスを未利用（福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び住宅改修を除く） ■利用回数・期間 介護者1人につき4回（初回利用から1か月間） ■本所地域包括ケア推進課 ☎35・1274または各地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）へ ■他要事前相談

困りごとなど気軽に相談ください
民生委員・児童委員委嘱のお知らせ

次の方が委嘱されました。（敬称略）
▽櫛引地域：今野修一（中田・常盤木）
■本所福祉課 ☎35・1252

医療・年金

国民健康保険証・資格確認書・資格
情報のお知らせが新しくなります

現在お持ちの国民健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせの有効期限は7月31日①です。期限の切れた保険証・資格確認書・資格情報のお知らせは破棄してください。

■8月1日②から使用する証 ▽マイナンバーカードを保険証として利用登録していない方は「資格確認書」 ▽利用登録している方は「資格情報のお知らせ」となります。保険証の発行は令和6年12月で終了しました（有効期限までは使えます）。

■資格確認書・資格情報のお知らせは別々の封筒で送付します 8月1日②から使用する資格確認書、資格情報のお知らせは世帯主宛に家族分をまとめて7月末までに送付します。なお、職場の健康保険に加入している方の分が届いた場合は、マイナンバーカードの保険証利用登録の有無にかかわらず国民健康保険をやめる手続きが必要です。

■資格確認書等の受け取り方の変更 ■本所国保年金課または各地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）の窓口で受け取りたい場合や、世帯主以外の宛名での送付を希望する場合は、7月15日③まで届出が必要です。

■新しい資格確認書等の有効期限 令和8年7月31日④（ただし、令和8年7月31日までに70歳になる方と75歳になる方は、自己負担割合の変更、後期高齢者医療保険制度への移行によって有効期限が異なります。期限が切れる前に、改めて資格確認書・資格情報のお知らせのいずれかを送付します）
▼介護施設入所者や寝たきり等の方

マイナ保険証をお持ちで資格情報のお知らせが送付された方も、資格確認書の交付を申請できます（代理申請可）。
■本所国保年金課 ☎ 35・1292 または各地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）へ

国民健康保険限度額適用認定証の更新時期です

現在お持ちの国民健康保険限度額適用認定証の有効期限は7月31日④です。7月上旬に更新案内・申請書を送付します。8月以降も必要な方は忘れずに手続きしてください。

▼申請受付期間 7月1日④～11日④
■申請書、対象者の保険証または資格確認書・資格情報のお知らせ（現在の負担区分が「区分Ⅰ」または「区分Ⅱ」の方で、長期入院（1年間で91日以上）の入院）に該当する方は、入院を証明する書類（領収書等）も必要、顔写真付きの身分証明書

認定証がない場合でも医療機関等の窓口で自己負担限度額を超えて支払った医療費（食事代を除く）は、高額療養費として支給されます。該当者には診療月の2か月～3か月後にお知らせします。必要な書類をお持ちの上、申請してください。

■本所国保年金課 ☎ 35・1292 または各地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）へ
■他マイナナンバーカードを保険証として利用登録をしている場合、医療機関での限度額認定

証の提示が不要の場合あり

後期高齢者医療資格確認書を送付します

現在お持ちの後期高齢者医療保険証、資格確認書の有効期限は7月31日④です。8月1日④から使用する資格確認書は7月未までに送付します。期限の切れたものは破棄してください。

なお、今まで後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちだった方には、限度区分を記載した資格確認書を送付します。
■本所国保年金課 ☎ 35・1292 または各地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）へ

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（長期入院）をお持ちの方へ

現在の負担区分が「区分Ⅱ」で長期入院に該当し、更新手続きが必要な方には、6月上旬に申請書類を送付しました。8月以降も必要な方は忘れずに手続きしてください。

■本所国保年金課 ☎ 35・1292 または各地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）へ

後期高齢者医療の保険料額決定通知書を送付します

令和7年度の後期高齢者医療保険料は、令和6年中の所得に基づいて計算されます。

■発送日 7月15日④

■納付方法

▽特別徴収（年金からの差引き）…一定の条件を満たした方は、原則、年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・来年2月）に年金から差し引き
▽普通徴収（納付書または口座振替）…同通知書に同封の納付書、または口座振替で納付。納期は年8回（7月～来年2月の毎月）です。■本所国保年金課 ☎ 35・1292 または各地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）へ

国民年金保険料を納めるのが難しい方へ

失業や所得の減少などの経済的な理由で、国民年金保険料の納付が困難な場合は、本人が申請することで、納付が免除または猶予されます（学生は学生納付特例制度の対象）。

▼退職・失業による特例 退職や失業した方で、ハローワークの確認印のある雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証を添付して申請すると、本人の前年所得が審査の対象外となる特例があります。

▼申請 必ず前年所得の申告を済ませてから申請してください（配偶者、世帯主も同様）。今年度分（7月～来年6月の納付保険料が対象）は、7月1日④から申請できます。

▼免除・納付猶予期間の保険料追納 10年前まで遡って追納できますが、免除・納付猶予期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、加算

金がかかります。

■申請年金事務所 ☎ 23・5040、本所国保年金課 ☎ 35・1294 または各地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）へ
■他HP



税・生活・その他

国民健康保険税納税通知書を送付します

■発送日 7月15日④
■世帯内に国民健康保険の加入者がいる世帯主の方
■納付方法 ▽特別徴収（年金からの差引き）…一定の条件を満たした方は、年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・来年2月）に年金から差し引き
▽普通徴収（納付書または口座振替）…同通知書に同封の納付書、または口座振替で納付。納期は年9回（7月～来年3月の毎月）です。■本所課税課 ☎ 35・1176
■他納税通知書に記載されている加入者、所得等の内容をご確認ください

小・中学生の税に関する標語と作文を募集します

▼標語 小学生 税金全般、納税の大切さ、納期限を守ること等（1人2点以内）

▼作文 中学生 税金に関するテーマであれば自由（1人1編。1、200字以内）

催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

▼共通 申8月29日⑤まで本所納税課
☎35・1183へ 他入賞者に賞状と
副賞を贈呈

市税等の滞納処分として差し押さえた 動産のインターネット公売

■公売方法 KSI官公庁オークションのシステムでの競り売り ■参加申込み期間 7月11日⑤午後1時～29日④午後11時 ■入札期間 8月5日④午後1時～8月7日④午後11時 ⑤本所納税課☎26・0208 他滞納税が納められた場合、中止になる動産あり

川端通りが7月30日④から 対面通行になります

川端通りの一方通行規制を7月30日④午前10時に解除します。十分に注意して通行してください。

⑤ 問鶴岡警察署☎28・0110
または本所土木課☎35・1385へ



市民の皆さんが行うまちづくり活動を支援します

市民のまちづくり活動や行政との協働事業の活動費に補助します。

■対象事業 ▼基本コース・チャレンジコース：鶴岡らしさ、地域特性を生かしたまちづくり活動 ▼学生コース：学生が自発的に行う地域についての学び、またはまちづくりに取り組む活動 ▼パートナーコース：市施設の整備・修繕や市管理用地の利活用 ■補

助対象経費 講師への謝礼、資料印刷代、イベント保険料等(コースによって上限額が変動) 申▼基本コース：チャレンジコース：7月1日④～31日④ ▼学生・パートナーコース：来年1月30日⑤まで本所地域振興課☎35・1191または各地域庁舎総務企画課(朝日庁舎は地域づくり推進課)へ 他要事前相談



家賃や引っ越し費用を補助します 鶴岡市結婚新生活支援

① 対次の全てに該当する世帯 ①令和7年1月1日～8年3月31日に婚姻 ②住宅が市内にあり、夫婦またはその一方の住民票の住所が当該住宅の住所である ③夫婦の合計所得が500万円未満 ④市税等の滞納がない ■対象経費 住宅賃貸費用(家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)及び引っ越し費用 ■補助上限額 夫婦ともに39歳以下の世帯：上限30万円 夫婦ともに29歳以下の世帯：上限60万円 申7月1日④～来年3月31日④に本所地域振興課☎35・1191へ



人権に関する相談は次の 方に！

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で秘密は守られます。(敬称略)
▼加藤孝夫 ▼地主幸平 ▼庄司敏明
▼中野恵 ▼今野和恵 ▼金内淳 ▼

齋藤将 ▼五十嵐礼子 ▼渡會悟 ▼五十嵐司 ▼押井五月 ▼小鷹真也 ▼叶野勉 ▼成澤浩亮 ▼田村廣実 ▼加藤星 ▼加藤完治 ▼五十嵐順子 ▼五十嵐一明 ▼蓮池昇 ▼平藤博巳 ▼土田浩和 ▼佐藤利浩 ▼齋藤元雄 ▼清野美智子 ▼佐藤由美 ▼相澤康夫 ▼五十嵐真弓

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ 社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。市では「鶴岡市再犯防止推進計画」に基づき、「みんなで支えあい、誰一人取り残さず安心して暮らせる社会の実現」を目指していきます。更生保護について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築いていきましょう。

⑤ 問本所福祉課☎35・1252



最優秀作品は市内各所に掲示します 交通安全ポスター募集

■テーマ 交通事故防止を呼び掛けるもの、交通ルール・マナーの重要性を訴えるもの ■部門 小学生の部、一般の部(中学生以上) ■規定 1人1点で著作権に抵触せず、自作未発表のもの、交通安全を啓発する標語の記載があるもの ■規格 四つ切りサイズ ■各賞 最優秀賞1点、優秀賞・

佳作数点 申作品の裏に住所・氏名・年齢・電話番号を記載し、8月29日⑤まで直接または郵送(当日消印有効)で本所防災安全課☎35・1204へ

“明るいやまがた” 夏の安全県民運動

夏は、長期休暇やレジャー、暑さによる気のゆるみ等から、交通事故や青少年の非行等が多くなる傾向にあります。これらの事故等を防止するため、運動へのご協力をお願いします。

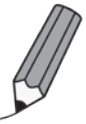
■実施期間 7月22日④～8月21日④
■重点 ▼青少年の健全育成といじめ・非行防止 ▼子供と高齢者の交通事故防止、飲酒運転の撲滅 ▼海・山・川での事故防止 ▼身近な犯罪等の防止 問本所防災安全課☎35・1204

ルールを守って楽しい花火

夏の身近な風物詩のおもちゃ花火。おもちゃとはいえ、原料は火薬です。安全に楽しむため、注意書や使用法をよく読み次のことを守りましょう。

▼花火を人や家に向けない ▼燃えやすい物の近くで遊ばない ▼風が強いときは花火をしない ▼水が入ったバケツを用意する ▼大人と一緒に遊ぶ ▼花火をほぐしたり、一度にたくさんの花火に火をつけけない ▼花火の筒先に顔や手を近づけない ▼服に火がつかないように注意する

問消防本部予防課☎22・8332



「鶴岡市役所内で写真展を開催するスペースを貸していただけではないでしょうか？」市内の中学生からそんなお手紙を頂いたのは、本格的な冬が始まろうとする昨年の12月のことだった。

あれから半年がたった6月。この時期は全国市長会や中央省庁への要望活動で上京することが多い。かつて勤務していた農林水産省では、昔の同僚、先輩たちが米価高騰の中で対応に追われていた。消費者と生産者が未永く良好な関係を保つためにも、今こそ持続可能な農業・農村の議論を前進させる必要がある。内閣官房では「ふるさと住民登録制度」について情報収集。都市部などの住民が、何らかの形で地方・地域に関わる「関係人口」を更に増やすという。本市も長年取り組んできたことであり、これからの施策に思いを巡らせた。

上京した際には、時間の合間に、鶴岡市役所から中央省庁などに出向している職員を訪問するようにしている。こども家庭庁、内閣官房新し地方経済・生活環境創生本部事務局、一般財団法人地域活性化センター、そこで働く3人の職員にお会いした。「ちゃんとご飯食べてる？」「つい父親のような言葉が出てしまう。新しい職場で経験を積んで、故郷のために頑張つてほしい。それぞれの様子、近況を確認して帰路に就いた。昨年12月にお手紙を頂いた彼女から、再びお手紙を頂いた。写真展が開催できたことへの感謝の気持ちが入丁寧に記されていた。

写真展は、春休みの時期から鶴岡まちなかキネマを会場に開催された。

中学2年生のときに訪問したポーランド。アウシュビッツがテーマとなっていた。中学生の私から見た世界、難しいテーマを中学生の視点で、そして写真展までこぎつけた意志の力に心を動かされた。

令和2年2月号の本欄で『夜と霧』の作者・フランクルのことを取り上げた。今年は戦後80年の節目の年である。ユダヤ人であるフランクルは1942年、強制収容所に送られる。1945年に解放されるも妻や両親を失っていたことを知り、うちひしがれる。それでも人生にイエスと言おう。フランクルに再び大きな注目が集まったのは東日本大震災の際、困難の中で希望の光を見いだそうとする、そんな時代の中であつた。

写真展を開催した彼女、中学3年生となった石塚桃心さん。彼女を現地向かわせ写真を通して伝えようと思えた、その思いはどこにあつたのだろう。

私は大学時代、これからどんな人生が待っているのか、思い悩んだ時期があつた。人は生きていけば様々な困難にぶつかる。「どんな人生にも意味がある」「人生の目標や、何をなすべきか悩む必要は本当はない」「全ての人は、生きている中で、その人生から発せられる問いを発見し、毎日誠実に答えていけばいいのだ」。フランクルの言葉がもつと多くの人に広まり、届いてほしい。いつの時代も人生には困難がつきまとう。平和のありがたさを感じながら、毎日誠実に歩んでいく、そんな夏になつてほしい。

皆川 治

鶴岡市小規模修理修繕契約 希望者登録制度のご案内

同制度は、市内の小規模事業者の受注機会を拡大するための制度です。登録のある事業者は、市が発注する小規模な修理修繕の際、業者選定の対象となります。

■小規模な修理修繕 内容が軽易かつ実施が容易であり、契約予定金額が50万円以下のもの **対**鶴岡市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に記載されていない市内事業者 **申**本所契約管財課 **35・1154**または各地域庁舎総務企画課（朝日庁舎は地域づくり推進課）に申請書類を提出 **他**市HP



無人ヘリコプター等による 病害虫防除作業にご注意ください

7月上旬から9月上旬まで、無人ヘリコプター等による農作物の病害虫防除作業が実施されます。事故防止のため、作業中の農地には絶対に近寄らないでください。風のない早朝や夕方に作業を行いますので、ご協力をお願いします。

問本所農政課 **35・1295**または各地域庁舎産業建設課へ

焼畑などで土地に火入れをするときは市への届け出を

申請書に実施地の見取り図を添付して、実施日の7日前までに提出してく

ださい。火入れ従事者数や防火帯の幅等は条例で定められていますので、事前に確認してください。

申本所農山漁村振興課 **35・0145**または各地域庁舎産業建設課へ **他**申請書は市役所本所、各地域庁舎及び一部のコミュニティセンターに設置

7月6日は 「庄内砂丘メロンの日」

庄内砂丘メロンは、全国各地に約2、500tを出荷する鶴岡市の特産品です。収穫の最盛期が7月で、数字の「6」がメロンの形に似ていることから、市では7月6日を「庄内砂丘メロンの日」としています。甘くてジューシーな庄内砂丘メロンをぜひご堪能ください。



問本所農政課 **35・1296**

生ごみの水切りに ご協力ください

生ごみの80%が水分です。ごみの水分量が多くなると、焼却する際に多くのエネルギーが必要になり、二酸化炭素の排出量が多くなります。生ごみは、ごみ袋に入れる前に絞りますだけで水分が減り、持ち運びが楽になり、悪臭の防止にもつながります。

問環境政策課（つるおかエコファイア内） **35・22・2848**

